無償資金協力（調達代理方式）に係る
調達手続実施要領

令和６年１２月

外務省

第１部　基本事項

Ⅰ 序文

本調達実施要領は、日本国政府と被援助国政府（以下Ⅱ２で定義される「被援助国政府」をいう。）との間で締結される交換公文（Exchange of Notes、以下「E/N」という。）で合意された調達代理方式による無償資金協力（以下Ⅱ３で定義される「調達代理機関」が被援助国政府の代理人として生産物及び役務の購入を行う無償資金協力のこと。以下「調達代理方式無償」という。）を使用して実施する生産物及び役務の調達に係る手続を定め、もってプロセスの公平性・透明性を確保することを目的とするものである。

本実施要領の適用は、日本国政府と被援助国との間でE/Nに基づき署名される手続詳細に係る合意議事録（Agreed Minutes on Procedural Details、以下「A/M」という。）の中で規定される。

被援助国、調達代理機関及び調達代理方式無償のために生産物及び役務を供給する者（以下Ⅱ４で定義される「契約業者」という。）の権利及び義務は、被援助国が調達代理機関と締結する契約（A/Mにいう「雇用契約」(employment contract)で、一般に「調達代理業務契約（Agent Agreement)」と呼んでいるもの。以下「A/A」という。)、入札図書及び調達代理機関が契約業者と締結する契約によって定められ、本実施要領によって定められるものではない。

Ⅱ 関係機関

本実施要領において、日本国政府、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。)、被援助国政府、調達代理機関及び契約業者の関係は次のとおりである。

１　日本国政府及びJICAは調達代理方式無償に係る資金の贈与の「供与者」である。

２　被援助国政府は調達代理方式無償に係る資金の贈与の「受益者」であり、調達代理方式無償の実施に責任を有する。被援助国政府は、生産物及び役務の調達を調達代理機関に委任する。

３　調達代理機関は、被援助国政府とのA/Aにより被援助国に代わり生産物及び役務の調達業務を提供する中立な専門機関である。調達代理機関となる団体は、日本国政府の推薦に基づき、A/Mにおいて両政府間で合意される。

４　契約業者は、被援助国調達代理機関との契約に基づき、調達代理方式無償のための生産物及び役務を被援助国に供給する者である。

第２部　調達代理機関

Ⅰ　総論

１　調達代理機関の役割

調達代理機関は、被援助国政府に代わり調達代理方式無償のための生産物及び役務の購入に係る業務を行う。調達代理機関は、生産物及び役務の特性に関する技術的専門性を有するのみならず、中立的な立場において公平性、透明性等、適正な調達手続にも留意した上で、調達代理方式無償が公正かつ円滑に実施され、支援の目的が達成されるよう業務を遂行しなければならない。

また、調達代理機関の業務においては、被援助国の利益の保護と我が国による支援の効

果の最大化が最優先されなければならず、調達代理機関は被援助国政府の負担を最小化するよう留意して行動しなければならない。

２　A/A

被援助国政府は、A/M の規定に従って、調達代理機関と E/N 発効後３か月以内（JICA 実施の場合は G/A 発効後３か月以内）に A/A を締結する。調達代理機関は、A/M の規定に従い、A/A の日本国政府（JICA 実施の場合は JICA）による書面による承認（以下Ⅱに詳述）を得て、A/A により被援助国政府に代わり、下記３の業務を実施する。

３　調達代理機関の業務

調達代理機関は、A/M の付録Ⅱ又は G/A スケジュール 2-2 に定める業務を実施する。

II　A/A の承認

１　総論

A/A は、２通の同一内容の文書（被援助国政府と調達代理機関の合意があれば、電子データのファイル形式も認められる。）で作成・締結され、A/A の写しは被援助国政府から調達代理機関を通じ日本国政府（JICA 実施の場合は JICA）に提出されなければならない。日本国政府（JICA 実施の場合は JICA）は、A/A が E/N、A/M 及び本実施要領（JICA 実施の場合は E/N、A/M 及び本実施要領に加えて G/A 及び調達ガイドライン）に従って締結されていることを確認した上で承認する。

A/A は、日本国政府（JICA 実施の場合は JICA）の書面による承認により発効する。

２　E/N 及び G/A についての言及

A/A には、日本国政府は、（被援助国名）政府に対し、（署名の日付）に署名された E/N（JICA 実施の場合は E/N に加えて G/A）により、（被援助国名）政府による経済社会開発に係る計画の実施に寄与することを目的として（贈与額）の贈与を行う旨を明記しなければならない。

３　業務内容

A/A には、調達代理機関の業務の内容が明確に規定されなければならない。E/N 及び A/M（JICA 実施の場合は E/N 及び A/M に加えて G/A）の規定に合致しない調達代理機関の業務を内容とする A/A は、日本国政府（JICA 実施の場合は JICA）の承認を得ることができない。

４　業務終了

A/A には、調達代理業務は、被援助国名義の日本にある銀行の口座（以下「政府口座」という。）から調達代理機関名義の調達資金口座（以下「調達口座」という。）へ払い出される資金（以下「前渡金」という。）の全額が生産物及び役務の調達のために支払われたとき、前渡金の残額（以下「残余金」という。）が政府口座に払い戻されたとき、残余金が日本国政府に払い戻されたとき又は E/N が終了したときに終了したものとみなされる旨明記

されなければならない。

５　調達代理業務手数料

A/A には、正確かつ誤りなく調達代理業務に係る手数料の金額及び通貨、又はその計算方法が明記されなければならない。

６　A/A の承認

A/A には、本契約は日本国政府（JICA 実施の場合は JICA）による書面の承認をもって発効する旨明記されなければならない。

７　支払方法

A/A には、調達代理機関に対する贈与の全ての資金移動に関して、被援助国政府は同国の代理機関として調達代理機関を指名するとともに、政府口座から調達口座へ資金を移動するための包括的支払授権書（Blanket Disbursement Authorization、以下「BDA」という。）を発給することを規定しなければならない。

A/A には、調達代理機関に対する支払が前渡金から日本円で行われること及び調達代理機関に対する最終支払は合計残額が贈与及びその発生利子合計額の３％以下になったときに実行されることが明記されなければならない。

８　不可抗力

A/A については、A/A に基づく調達代理機関の義務の不履行が、A/A の条件で定められた不可抗力の結果である場合には債務不履行とはみなされないことを規定する条項を含まなければならない。

９　被援助国政府の責任と義務

A/A には、E/N 及び A/M（JICA 実施の場合は E/N 及び A/M に加えて G/A）に従って、被援助国政府の責任と義務が明確に規定されなければならない。

１０　A/A の修正

契約の修正が必要な場合、修正された契約には、次の点が明確に規定されなければならない。

（１）修正される条項を除いた全ての条項に変更がないこと。

（２）修正契約は、日本国政府（JICA 実施の場合は JICA）による書面の承認をもって発効すること。

第３部　調達手続

Ⅰ　総論

１　調達可能生産物及び役務

調達される生産物及び役務は、E/N 及び A/M に規定されたものの中から選定される。調達される生産物（供与される機材、その数量、仕様、メーカー等）及び役務は、E/N 締結

後に、政府間協議の場での両国政府間での確認、調達代理機関による現地調査等を踏まえて確定の上、最終的には調達代理機関による入札を通じて決定される。

２　契約業者

契約業者は、入札図書に規定された条件を満たすものであり、A/M に日本国籍を有するものと規定がある場合は、その国籍は日本に限定される。

３　不適正調達

日本国政府及び JICA（JICA 実施の場合に限る。）は、契約業者に対し、調達代理方式無償に係る調達及び実施に当たり最高水準の倫理を遵守するよう要求する。日本国政府及び JICA（JICA 実施の場合に限る。）は、当該契約を受注する際に、入札参加者が腐敗又は不正行為に関与したと判明したときは、その入札を拒否するよう被援助国政府及び調達代理機関に要求することができる。日本国政府及び JICA（JICA 実施の場合に限る。）は、契約期間中又は契約期間終了後において契約業者が腐敗又は不正行為に関与したと判明したときは、日本国政府及び JICA（JICA 実施の場合に限る。）が定める一定期間、当該契約業者を調達から排除するよう被援助国政府及び調達代理機関に対し要求することができる。日本国政府及び JICA（JICA 実施の場合に限る。）は、他の日本の贈与による若しくは他の日本の ODA による事業に係る契約を受注するため、又は、これら事業の実施中に契約業者が腐敗又は不正行為に関与したと認めたときは、日本国政府及び JICA（JICA 実施の場合に限る。）が定める一定期間、当該契約業者を調達から排除するよう被援助国政府及び調達代理機関に対し要求することができる。

調達代理方式無償において、日本国政府機関が購入停止等の措置を行った企業の製品が調達されることが想定される場合、日本国政府及び JICA（JICA 実施の場合に限る。）は被援助国政府及び調達代理機関に対し、日本国政府機関の措置の期間内は当該企業の製品を調達対象外とするよう申し入れることができる。

II　調達手続

１　調達用資金

調達代理機関は、調達手続の開始に先立ち、調達に必要な資金を政府口座から調達口座に移動するための手続を行わなければならない（第２部Ⅱ４で記載している「前渡金」のことをいう。）。

２　調達方法

（１）一般競争入札

生産物及び役務に係る調達手続の実施に当たっては、一般競争入札[1]を原則とする。調達手続においては入札参加者の間に不公平がないことを十分に考慮しなければならない。

（２）一般競争入札方式以外の調達方法

[1] 入札に係る事前公告を行った上で、競争参加希望者のうち一定の資格を有する不特定多数の者を入札に参加させ、最も有利な条件を提示した者との間で契約を行う方式を指す。

次のいずれかの特別の事態によって、一般競争入札方式を採用することが適当ではない、又は、困難である場合、調達代理機関は、指名競争入札[2]、見積もり合わせ[3]又は直接契約[4]により生産物及び役務を調達することができる。

（ア）既存機材のスペアパーツ、付属品又は製造業者が限られている機材等を調達する場合（この場合は、製造者若しくはその代理店、それらが指定する者又は契約業者との直接契約が想定される）

（イ）既存の契約において提供されている生産物及び役務の均一性、継続性等を維持したいとする適切な理由を有している場合（この場合は、製造者若しくはその代理店、それらが指定する者又は契約業者との直接契約が想定される）

（ウ）資格条件に合った供給業者の数が限られている場合（この場合は、指名競争入札又は見積もり合わせが想定される）

（エ）見込まれる契約額が少額である等、相当数の入札予定者が関心を持つことに疑問があり、一般競争入札手続を実施する利点がその実務的煩雑さによって阻害される場合（この場合は、指名競争入札、見積もり合わせ又は直接契約が想定される）

（オ）実施した入札の一部又は全部が成立せず、再度入札を行う場合（この場合は、指名競争入札又は見積もり合わせ想定され、再度不落の場合は、直接契約も想定する）

（カ）自然災害や人道に係る緊急支援等において緊急に調達する場合（この場合は、指名競争入札又は見積もり合わせが想定されるが、緊急性により直接契約も想定される）

ただし、このような調達方法を採用する場合であっても、調達代理機関は、選定手続における透明性を確保するため、本実施要領で定める一般競争入札による調達に係る規定に可能な限り依拠しつつ、手続を行わなければならない。

（３）追加調達

調達代理機関は、契約業者を選定した結果、前渡金に残額が発生し、被援助国政府が追加の調達を希望する場合、次の点を遵守した上で追加調達を行うことができる。なお、残余金について利息が発生した場合、同利息を残余金と併せて追加調達に充てることができる。ただし、案件を早期に完了させる観点から、予定していた調達が問題なく実施され、案件の実施目的を達していると判断される場合は、残余金を日本国政府に返納（国庫返納）することも視野に被援助国政府と調整する。

（ア）同一生産物及び役務の調達

追加調達する生産物及び役務が当初入札と同一品目であり、かつ調達する数量が限定的である場合や当初入札において競争者がいなかった場合等であって、新たな競争入札に付す利益がない、又はむしろ不経済であると判断されるときは、当該生産物及び役務を調達する契約業者から、為替といった契約業者に拠らない事由によるやむを得ない場合であって、公表されている資料があるときを除き、同一の単価で直接契約により調達

[2] 事前の入札公告を行わず、一定の資格要件に基づき複数の供給者を指名して入札を行う方式を指す。

[3] 競争性を確保するために複数の供給者から得た見積もりを比較した上で契約者を選定する方式を指す。

[4] 特定の供給者との間で直接契約を行う方式を指す。

することができるものとする。ただし、追加調達に使用する残余金が多い場合等、同一業者と直接契約を行うことが不適当であり、又はその利益が明白ではない場合においては、新たに一般競争入札等によって契約業者を決定しなければならない。

（イ）その他の調達

上記（ア）以外の生産物及び役務を調達する場合には、一般競争入札等による調達を実施しなければならない。ただし、調達する生産物及び役務はE/N及びA/M（JICA実施の場合はE/N及びA/Mに加えてG/A及び調達ガイドライン）の規定に合致するものでなければならない。

３　調達ロットの規模

調達する生産物及び役務が、技術的、実務的に考えて複数の調達単位（以下「ロット」という。）に分割することができ、かつ、それがもっとも経済的で合理的な調達につながるならば、当該ロットを適切に分割しなければならない。ただし、調達の競争性を確保するため、調達に付されることになる個々のロットは、それが一般競争入札等の参加者をひきつけるに十分な規模でなければならない。

４　調達条件の設定

調達代理機関は、調達する生産物及び役務について、仕様、価格、製造、輸送、貿易に関する規制等を十分に調査・検討し、被援助国政府に確認をした上で、適切な調達及び納入条件を確定しなければならない。また、当該調達で見込まれる価格（見込額）について積算の上、契約者選定手続を行う際の参考としなければならない。

５　入札公示

入札公示は、入札資格を有し、かつ、関心のある業者が前広に知る機会を得て、入札に公平に参加する機会が得られるような合理的な方法で行われなければならない。そのため、被援助国若しくは近隣国又は日本で一般に流通している新聞や調達代理機関のホームページ等、閲覧しやすい場所に掲載されなくてはならない。公示に含まれるべき主な項目は次のとおりである。

（１）案件名
（２）調達する生産物及び役務の概要
（３）調達代理機関名及びホームページアドレスを含む連絡先（被援助国政府の代理人であることを併記）
（４）要求される入札参加者の資格
（５）業者が入札への参加を判断するのに必要とされるその他の関連情報

６　言語

入札案内、入札図書及び契約書は、英語、仏語又は西語を用いて作成されるものとする。

III　入札図書

１　総論

（１）入札図書には、調達代理方式無償によって調達される生産物及び役務について、入札参加者が入札を準備するために必要な全ての情報が記載されていなければならない。

（２）調達される生産物及び役務に係る被援助国政府、調達代理機関及び契約業者の権利と義務は、調達代理機関が作成する入札図書によって規定される。なお、入札図書は、被援助国政府と協議の上、作成されなければならない。

（３）入札図書には、日本国政府は、（被援助国名）政府による調達代理方式無償に寄与するため、（被援助国名）政府に対し、（署名の日付）に署名されたE/Nにより贈与を実施する旨明記されなければならない。

（４）入札図書には、以下の内容を明記しなければならない。

日本国政府及びJICA（JICA実施の場合に限る。）は、契約業者に対し、贈与による事業の下では、その事業に係る調達及び実施に当たり最高水準の倫理を遵守するよう要求する。日本国政府及びJICA（JICA実施の場合に限る。）は、当該契約を受注する際に、入札参加者が腐敗又は不正行為に関与したと判明したときは、その入札を拒否するよう被援助国政府及び調達代理機関に要求することができる。日本国政府及びJICA（JICA実施の場合に限る。）は、契約期間中又は契約期間終了後において契約業者が腐敗又は不正行為に関与したと判明したときは、日本国政府及びJICA（JICA実施の場合に限る。）が定める一定期間、当該契約業者を調達から排除するよう被援助国政府及び調達代理機関に対し要求することができる。日本国政府及びJICA（JICA実施の場合に限る。）は、他の日本の贈与による若しくは他の日本のODAによる事業に係る契約を受注するため、又はこれら事業の実施中に、契約業者が腐敗又は不正行為に関与したと認めたときは、日本国政府及びJICA（JICA実施の場合に限る。）が定める一定期間、当該契約業者を調達から排除するよう被援助国政府及び調達代理機関に対し要求することができる。無償資金協力事業において、日本国政府機関が購入停止等の措置を行った企業の製品が調達されることが想定される場合、日本国政府及びJICA（JICA実施の場合に限る。）は被援助国政府及び調達代理機関に対し、日本国政府機関の措置の期間内は当該企業の製品を調達対象外とするよう申し入れることができる。

２　入札図書の構成

入札図書には次の書類が含まれていなければならない。

（１）入札要領

（２）納入条件書

（３）入札書類の書式

（４）契約書案

入札図書を販売する場合、その金額は入札手続の実施に係る実費に見合う妥当なものでなければならない。

３　入札要領の主要事項

（１）入札要領には、入札図書に係る質問回答及び修正、入札の実施方法、入札評価その

他の入札実施に係る関連事項を明記しなければならない。

（２）入札要領には納入されるべき生産物及び役務、入札参加者に要求される資格、現地代理店等の有無、不適格業者の入札からの排除、調達適格国、引渡しの場所及び期日、保険、輸送、入札保証・履行保証その他関連事項を明記しなければならない。

（３）入札要領には、原則として、入札書（価格札）に記載される価格が、数字及び文字で表示され、不変かつ最終のものであること並びに数字及び文字の価格に相違がある場合には、文字による価格が正当とみなされる旨を明記しなければならない。

４　納入条件書

（１）条件の明確性

納入条件書は、行われるべき業務、供給されるべき生産物及び役務の概要、その技術仕様及び引き渡しの場所等の関連条件並びに入札の評価及び比較を行う際に考慮される主要な要素又は基準を明瞭かつ詳細に明記したものでなければならない。

また、納入条件書は、出来る限り経済的で合理的な競争が確保されるよう作成されなければならない。

（２）技術仕様の汎用性

納入条件書に含まれる技術仕様書は、調達する生産物及び役務に関連する特性及び要求される性能に基づくものでなければならない。

商標名、カタログ番号又はこれらに類似する分類に言及することは、スペアパーツ等、特定の生産物が必要とされる場合を除き避けなければならない。

（３）技術仕様の規格該当性

産業規格に適合する生産物を調達する場合には、納入条件における技術仕様には、日本産業規格（JIS）若しくは、JIS と同等かそれ以上の品質を保証する国際的に認められた規格（ISO 等）に合致する生産物も受け入れられる旨が明記されなければならない。

５　入札書類の書式

入札書類には、入札参加者が提出する１）入札資格書類、２）入札仕様書類、３）価格札の書式を明記しなければならない。

６　契約書案

契約書案には、被援助国政府、調達代理機関及び契約業者の権利及び義務等の契約条件及び次の事項を明記しなければならない。

（１）支払条件

（２）保証期間

（３）契約履行保証

（４）契約義務不履行

（５）不可抗力

（６）紛争の解決

IV　入札実施

１　入札参加者の事前資格審査

（１）調達代理機関は、入札手続の煩雑化を避けるため、一定の能力を有する入札予定者のみが入札に参加できるよう、入札に先だって事前資格審査を行うことができる。

（２）事前資格審査は、入札予定者が特定の契約を確実に履行できる能力を有しているか否かに関してのみ行われなければならない。

（３）事前資格審査においては、次の点を考慮することとする。

（ア）同種の契約についての経験と実績

（イ）資本の額その他の経営の規模及び経営の状況

（ウ）入札図書で定める事務所等の有無

２　入札準備期間

当該国の調達代理方式無償に係る特殊事情、ロットの規模及び複雑さを十分考慮して、入札予定者が入札図書の入手が可能となった日から入札まで入札予定者が入札準備をするのに十分な期間を設けなければならない。

３　入札保証

調達代理機関は、入札のための保証（銀行保証等）を入札参加者から求めることができる。ただし、入札参加の障害とならない程度の適切な金額としなければならない。また、入札のための入札保証は、入札の結果が明らかとなった後、速やかに入札参加者に返却されなければならない。

４　入札図書に係る質問及び回答

調達代理機関は、入札の円滑な実施を目的として、次の点を遵守しつつ、入札図書を受領した者からの入札図書に係る質問の受付け及びそれに対する回答を行う。

（１）質問の受付け及び回答に当たり、それぞれ適切な期間を設定する。

（２）質問に対する回答は、回答を受けた後入札予定者が適切な対応を行うことができるよう入札日までに十分な時間的余裕を保証した上、入札図書を受領した全ての者に対して通知されなければならない。

５　入札図書の訂正・変更

入札図書に係るいかなる追加情報、補足説明、誤記の訂正及び変更は、入札予定者が適切な措置を取ることができるよう入札日までに十分な時間的余裕を保証した上で、入札図書を受領した全ての者に対して通知されなければならない。

６　入札手続

（１）入札の日程等の案内を入札図書に明記されなければならない。

（２）入札参加者は、入札に必要な書類（入札書類）として次の書類を提出しなければならない。

（ア）入札資格書類

（イ）入札仕様書類

（ウ）入札書（価格札）
（エ）入札保証
（３）入札書類は、定められた日時及び場所において（電子入札の場合は電子的に）開札されなければならない。紙入札の場合、入札参加者（又はその代理人）の立ち会いは任意とする。また、開札は入札方法を問わず、透明性と公平性の確保に留意しなければならない。
（４）入札指定時刻後に提出された入札書類は有効な入札とは認められない。
（５）開札に当たっては、各入札参加者の名前及びそれぞれの入札額が、紙開札では、口頭で読み上げられ、かつ記録されることによって、また、電子開札では、ネット上での公開等を通じて、入札参加者に共有されなければならない。

７　入札の補足説明と変更
（１）いかなる入札参加者についても、入札の後に入札内容の変更を許されるべきではない。
（２）調達代理機関は、入札参加者に対して、入札書類に関する補足説明を求めることができるが、入札の実質的内容の変更を求めてはならない。

８　手続の非公開
被援助国政府及び調達代理機関は、開札後、落札が通知されるまで、入札の審査、補足説明、評価及び落札者の推薦に関するいかなる情報も入札参加者及び入札手続に公式に関与していないその他の者に対して公開してはならない。

９　入札書類の審査
調達代理機関は入札された書類に対して、次の項目を審査しなければならない。
（１）計算上の重大な誤り
（２）要求されている書類の添付
（３）要求されている証明書の添付
（４）要求されている保証の添付
（５）書類に正しい署名の添付
（６）入札書類が入札図書の規定に合致していること
入札書類の審査において、不一致若しくは留保事項が含まれている場合又はその他の点で入札図書に規定されている条件・仕様に実質的に合致していない場合、その入札は有効な入札とは認められず、排除される。
入札書類の審査の後、これらの条件を満たした各入札の評価と比較のために、原則として最低価格提示者の入札より順に入札書類の技術的検討がなされるものとする。

１０　入札評価及び落札者の決定方法
（１）入札評価及び契約者の決定は、入札図書に規定された条件に基づき行われなければならない。
（２）入札図書の技術仕様に実質的に合致しており、かつ入札図書の全ての条件を満た

している入札が有効な入札とされ、それらのうち、原則として、最低価格を提示した入札参加者が、落札者とされなければならない。ただし、調達する生産物及び役務の性質に鑑み価格競争のみによって落札者を決定することが適当ではないと判断される場合に限り、納期、仕様、アフターセールスサービス体制等、価格以外の観点に関する評価を点数化し、価格評価結果と併せて総合的に入札評価を行うことができる。この場合も、予め入札評価の方法及び基準が入札図書に明記されていることを前提とする。

（３）有効な入札であって、調達代理機関で設定した見込額等に鑑み満足のいく入札を得られなかった場合、調達代理機関は、最低価格等、その段階で最良の条件を提示している入札参加者（又は、当該交渉が満足する結果に至らなかった際は次点者）と交渉して、直接契約により契約を締結することができる。

（４）いくつかのロットに分割されている入札の場合には、入札評価は、それぞれのロットごとに行われなければならない。

１１　入札評価報告書

調達代理機関は、落札又は失格の理由を明らかにした詳細な入札評価報告書を作成し、落札者との契約締結前に被援助国政府に提出し、確認を得なければならない。

１２　落札及び不落札通知

（１）調達代理機関は、入札図書で定められた札の有効期間内に、落札及び不落札の通知を全ての入札参加者に対して行わなければならない。有効期間内に落札の通知を行うことができない場合には、全ての入札参加者に対して、有効期間の延長につき遅滞無く通知しなければならない。

（２）いかなる入札参加者も、落札の条件として、入札図書に記載されていない責任又は義務を負うことを要求されない。

１３　全ての入札の拒否及び再入札

（１）調達代理機関は、単に入札金額を下げることを目的として、全ての入札を拒否し、再入札は行ってはならない。ただし、次に掲げる場合には、全ての入札を拒否することができる。

（ア）入札会場での再度の入札又は入札参加者との交渉の結果によっても、最低入札価格が見込額を大幅に上回った場合等、入札手続を続けることが根本的に困難である場合

（イ）全ての入札が入札審査及び入札評価の結果、入札図書に適合していない場合

（ウ）競争性が阻害されていることが明白である場合

（エ）入札手続の過程において、当該入札手続の継続によっては支援の目的が達せられない相当の根拠が判明した場合

（２）万が一、全ての入札の拒否を行い、再入札を行う場合、調達代理機関はその事由を検討し、当初の入札図書に記載した仕様とその他の条件の修正及び調達方法について検討しなければならない。

Ⅴ　契約締結

１　総論

調達代理機関は、E/N 及び A/M の規定に基づき、被援助国政府による調達代理方式無償のために必要となる生産物及び役務を調達するため、入札又はその他の方法によって選ばれた業者と契約を結ぶ。複数のロットを同一の業者と契約する場合には、一つの契約にすることができる。

２　E/N 又は G/A についての言及

契約書には、日本国政府は、（被援助国名）政府に対し、（署名の日付）に署名された E/N（JICA 実施の場合は E/N に加えて G/A）により調達代理方式無償を実施する旨明記されていなければならない。

３　生産物及び役務の内容

契約書には、調達される生産物及び役務の内容を明確に規定しなければならない。

E/N 等政府間で合意されていない生産物及び役務の調達を内容とする契約書は、締結できない。

４　契約金額

各契約金額の総額は、E/N に規定される供与額及び発生利子の総額から調達代理業務に係る手数料を差し引いた額を超えてはならない。

各契約金額は、正確かつ誤りなく文字及び数字により併記されなければならない。文字及び数字の価格に齟齬がある場合は、文字による価格が正当とみなされる。

５　支払条件

契約書には支払条件が明記されていなければならない。

６　保証期間

納入後に契約業者又は製造者による保証の提供のある生産物及び役務を調達する場合には、契約書には、保証期間等の保証条件が明記されていなければならない。

７　契約履行保証

調達代理機関は、契約業者に対して、契約履行保証（銀行保証等）の提出を要求することができる。この場合、契約履行保証は、妥当な金額でなければならず、生産物及び役務の引渡し並びに全ての契約義務が完了した後、速やかに契約業者に返却されなければならない。

８　契約債務不履行

契約書には、契約業者による債務履行が契約の履行期限より遅延した場合、又は、その他の事由（倒産等を含む。）により不履行となった場合において、調達代理機関が契約業者

に対して、賠償金支払の要求、契約履行保証の没収、契約解除及び一定期間入札に参加させない者へ指定すること等を措置できることが明記されなければならない。

９　不可抗力

契約書には、契約に基づく契約業者の義務の不履行は、かかる不履行が契約条件で定められた不可抗力の結果である場合には債務不履行とはみなされない旨を述べた条項が含まれていなければならない。

１０　紛争の解決

契約書には、紛争の解決に関する規定が含まれていなければならない。

１１　各契約業者の責任と義務

契約書には、被援助国政府、調達代理機関及び契約業者の責任と義務が明記されなければならない。

１２　支払方法

調達代理機関は、契約業者から契約書の支払条件に基づいた必要書類の提出を受け、内容が適当かを審査したうえで、前渡金から支払を行わなければならない。

１３　契約の発効

契約は、被援助国政府、調達代理機関及び契約業者の特段の合意がない限り、原則、調達代理機関と契約業者との間で署名が交換された日をもって発効するものとする。

１４　契約の修正

契約の修正が必要な場合は、事前に被援助国政府の承認を得た上で、調達代理機関は契約業者と修正のための契約を締結する。修正契約には、修正される条項を除いた全ての条項は変わらない旨が明記されなければならない。

１５　契約結果の公表

調達代理機関は、調達契約の内容（調達品目、契約業者名、契約金額及び契約日）を各調達代理機関のウェブページ上において、各契約締結後速やかに公表しなければならない。ただし、情報の取扱いに注意を要する案件については、外務省（JICA 実施の場合は JICA）と協議の上、非公表とする。

（了）